

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
介護保険法(平成9年法律第123号)第68条第4項	保険料滞納の場合の第2号被保険者に対する保険給付の一時差止	介護保険課

介護保険法(平成9年法律第123号)第68条第4項に基づき、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができるものとする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。